

## 件 名

---

教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令について

## 提出理由

---

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正に伴い、教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。

## 概 要

---

### 1 専決処理した理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が県議会令和7年2月定例会において成立し、訓令の一部改正について緊急に処理する必要が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

### 2 専決処理の状況

#### (1) 専決処理した訓令

(総務課)

教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令

(2) 専決処理日

令和7年3月27日

(3) 訓令の公布日

令和7年3月28日

## 根拠法令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第13号）（抄）

（臨時代理等）

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し又は専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決処理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

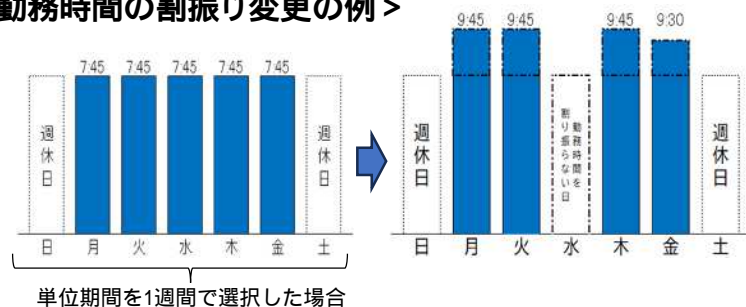
# 教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令の概要

## 1 内容 規程改正に係る内容に限る

### (1)フレックスタイム制の拡充

- ・ 職員の申告に基づく勤務時間の割振り変更及び週休日のほかに勤務時間を割り振らない日の設定について、対象者の要件を廃止し、原則として全ての職員を対象とする。(条例・規則)
- ・ 週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を、職員の申告を考慮し定めることができる。(規程)

#### <勤務時間の割振り変更の例>



### (2)休憩時間の一斉付与の例外

- ・ 休憩時間を一斉に与えないことが公務の正常な運営を妨げないと認める場合に休憩時間を一斉に与えないことができる。(条例・規則)
- ・ 原則12時から13時に1時間付与される休憩時間を任意の時間に設定することを可能とする。(規程)



### (3)その他規定の整備

- ・ 地方公務員法の一部改正に伴う文言等の整理

## 2 施行期日

令和7年4月1日

教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令 新旧対照表  
 第一条関係

(傍線部分は、改正部分)

新	旧
<p>教育局等の職員の勤務時間に関する規程</p> <p>(勤務時間の割振り及び休憩時間)</p> <p>第一条 埼玉県教育委員会の任命に係る<u>県教育局及び県立教育機関</u>(県立学校を除く。)の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。)第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))を除く。第二條第五項を除き、以下同じ。)の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、午後零時から一時間は休憩時間とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>所属長は、次條第五項に規定する職員を除く職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。</u></p> <p>(勤務時間の弾力的な割振り等)</p> <p>第一條の二 (略)</p> <p>2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号。以下「条例」という。)第三條第三項の規定により設ける週休日のほかに勤務時間を割り振らない日は、職員の申告を考慮し所属長が定める。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>4 所属長は、<u>前項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員から休憩時間の短縮の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、休憩時間を定める日の勤務時間の割振り</u>が</p>	<p>教育局等の職員の勤務時間に関する規程</p> <p>(勤務時間の割振り及び休憩時間)</p> <p>第一条 埼玉県教育委員会の任命に<u>かかる</u>県教育局及び県立教育機関(県立学校を除く。)の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。)第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))を除く。第二條第五項を除き、以下同じ。)の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、午後零時から一時間は休憩時間とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(勤務時間の弾力的な割振り等)</p> <p>第一條の二 (略)</p> <p>2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号。以下「条例」という。)第三條第一項ただし書の規定により設ける週休日(同條第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係るものに限る。)は、職員の申告を考慮し所属長が定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前條第一項の規定にかかわらず、前項の規定により始業の時刻を午後一時以後又は終業の時刻を午後零時以前に定められた職員の休憩時間は、業務の実情に応じ所属長が定める。</u></p> <p>5 所属長は、<u>第三項の規定により勤務時間の割振りを定められた職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、休憩時間を定める日の勤務時間の割振り</u>が規則第一條の四第一項第二号に規定する基準に適合</p>

新	旧
<p>規則第一条の四第一項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同日の勤務時間が八時間を超えない場合に限り、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、教育長が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。</p> <p>5 所属長は、<u>第三項の規定により勤務時間を割り振る職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。</u></p> <p>第二条・第三条 (略)</p>	<p>し、かつ、同日の勤務時間が八時間を超えない場合に限り、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、教育長が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第二条・第三条 (略)</p>

第二条関係

新	旧
<p>教育局等職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(令和五年埼玉県教育委員会訓令第一号)</p> <p>附 則</p> <p>1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則<u>第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則<u>第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の職員の勤務時間に関する規程(以下この項において「新規程」という。)第一条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。</p>	<p>教育局等職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(令和五年埼玉県教育委員会訓令第一号)</p> <p>附 則</p> <p>1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則<u>第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則<u>第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の職員の勤務時間に関する規程(以下この項において「新規程」という。)第一条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。</p>

教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令

(教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第一条 教育局等の職員の勤務時間に関する規程(昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「かかる」を「係る」に改め、同条に次の一項を加える。

5 所属長は、次条第五項に規定する職員を除く職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。

第一条の二第二項中「第三条第一項ただし書の規定により設ける週休日(同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係るものに限る。)」を「第三条第三項の規定により設ける週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項の規定により勤務時間の割振りを定められた」を「前項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員から休憩時間の短縮の申告があり、かつ、当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 所属長は、第三項の規定により勤務時間を割り振る職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。

(教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(令和五年埼玉県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。